

議案第20号

医療事故に係る和解について

次のとおり医療事故に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成22年9月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

甲 鳥取市 個人

乙 鳥取市 個人

2 和解の要旨

(1) 県は、和解の相手方に対し、和解の相手方の子が平成17年1月25日に中央病院を受診した後、平成17年7月1日に腫瘍が発見されるに至ったこと、平成18年7月30日に死亡するに至ったことについて、遺憾の意を表するものとする。

(2) 県は、解決金5,500,000円を和解の相手方に支払うものとする。

(3) 県は、訴訟費用のうち訴え提起手数料302,000円を負担するものとする。

3 医療事故の概要

和解の相手方の子が、平成17年1月25日に中央病院を受診した後、平成17年7月1日に腫瘍が発見され、平成18年7月30日に死亡に至ったものである。

このことに対し、平成19年7月25日に訴訟提起されていたところであるが、この
たび、裁判所から和解提案があり、それに応じようとするものである。